

(危委) 第3号 伊予市総合防災マップ等作成業務

仕 様 書

伊予市

伊予市総合防災マップ等作成業務仕様書

第1章 総 則

(業務の目的及び内容)

第1条 本業務は、多様化する自然災害の被害想定を反映させた総合防災マップ、(重信川・大谷川) 河川防災マップ、高潮防災マップ(以下「総合防災マップ等」という。)を作成し、情報提供することにより市民の防災意識の高揚を図り、各地域における避難所の位置や自分が住んでいる地域の危険箇所を認識するとともに、必要な防災知識を身につけ、生命や身体、財産を災害から守るための一助とすることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本仕様書は、伊予市(以下「委託者」という。)が実施する総合防災マップ等作成業務(以下「本業務」という。)について、受託者が実施しなければならない業務内容を定めるものとする。

(履行期間)

第3条 本業務の委託契約期間は、契約締結の日から令和4年3月22日までとする。

(準拠する法律等)

第4条 本業務を実施するに当たっては、本仕様書によるほか、以下の関係法令等に準拠するものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (5) 河川法
- (6) 水防法
- (7) 砂防法
- (8) 地すべり等防止法
- (9) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- (10) 大規模地震対策特別措置法
- (11) 地震防災対策特別措置法
- (12) 防災基本計画
- (13) 愛媛県地域防災計画
- (14) 伊予市地域防災計画
- (15) 愛媛県地震被害想定調査結果最終報告(平成25年12月)
- (16) 伊予市財務会計規則
- (17) その他関係法令及び通達等

(総括技術者及び実務責任者)

第5条 受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、相当の経験を有する技術者を配置するものとする。また、総括技術者は、本業務に精通し、かつ、高度の技術を有する者を配置し、業務の全般に渡り、技術管理を行うものとする。実務責任者は、本業務の進行管理を適切に行うものとする。

(関係機関との協議)

第6条 受託者は、本業務を進める上で生じた関係機関との協議については、誠意をもってこれにあたり、その内容を遅滞なく委託者に報告しなければならない。

(参考資料の貸与)

第7条 委託者は、業務に必要な関係資料を所定の手続きによって貸与し、受託者は責任をもって保管し、汚損等を生じさせないよう十分注意するとともに、業務終了後、速やかにこれを返却するものとする。

(疑義の解決)

第8条 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めがない場合は、委託者、受託者の協議の上、決定するものとする。

また、本仕様書に定められていない事項であっても、業務実施の上で当然行わなければならないと認められるものについては、受託者の責任で実施するものとする。

(守秘義務)

第9条 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項を、第三者に漏洩してはならないものとする。また、委託業務内における個人情報の秘密保護を図り、善良なる管理者の注意をもって管理し、住民等の個人情報の外部への漏洩、滅失等を防止しなければならないものとする。なお、この契約書が終了又は解除された後も同様とする。

(損害賠償)

第10条 本契約の履行に際して、本契約の違反或いは受託者の故意又は過失により委託者又は第三者が損害を被った場合、受託者はその賠償の責を負うものとする。

第2章 業務内容

(業務概要)

第11条 本業務は、総合防災マップ等の原案作成・検討調整・印刷製本及び本市ホームページにおける総合防災マップ等情報の改訂からなり、その内容は以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 総合防災マップ等の原案作成
- (3) 総合防災マップ等の版下作成
- (4) 総合防災マップ等の校正

- (5) 印刷・製本作業
- (6) ホームページにおける総合防災マップ等情報の改訂
- (7) 地図情報に関するデータの整理

受託者は、防災マップ(冊子版及びA1版)のデータを作成する。(JPEG、BITMAP、GIF形式等)

今後の市内外での情報活用を考慮し、伊予市にて利用可能なデータとする。

また、成果品データは、業務完了後、掲載事項(例：避難所)の変更が生じた際、データの書き換え作業が容易に行え、かつ、経費削減を図れるものとする。

(計画準備)

第12条 受託者は、業務を円滑に実施するために必要な資料を収集・整理するものとする。また、作業工程を検討し、作業体制を整備するとともに、業務全般にわたる実施計画書の作成する。

(総合防災マップ等の原案作成)

第13条 第4条に示す法律等との整合性に配慮しつつ、総合防災マップ等(冊子版及びA1版)の項目、文章、イラスト・図版、全体デザイン、レイアウトを検討して、市民が正しく理解できる原案を作成するものとする。

なお、ユニバーサルデザイン(色覚バリアフリー等)に配慮したものとする。

(防災マップ作成委員による原案検討会の実施)

第14条 伊予市庁内の関係各課から選ばれた作成委員による原案検討会を行う。検討会で使用する資料等の作成、説明、意見集約、報告書作成及び議事録作成を行うこと。

(総合防災マップ等の版下作成)

第15条 原案検討会により決定された総合防災マップ等の原案を基に、印刷用の版下を作成する。

1 構成

- (1) 総合防災マップについては、A4版の冊子及びA1版8つ折りとし、表紙、目次、伊予市の現状、防災に関する情報(地震、風水害、地域防災、避難対策等)、避難所情報、防災ハザードマップ(地震、津波、土砂災害等)、南海トラフ地震による被害想定、大型台風による被害想定、避難行動のマニュアル、防災対策等を反映させ、わかりやすく作成すること。
- (2) 総合防災マップについては、南海トラフ地震発生時の市内全域の震度分布図、液状化危険度(PL値)分布図について、各1ページ使用し、表示すること。
- (3) (重信川・大谷川)河川防災マップ、高潮防災マップについては、A1版8つ折りとし、表紙、最大浸水想定、それぞれの災害に関する防災情報、避難情報等を掲載すること。

2 防災マップ基図作成(GISデータ及び紙媒体)

背景図となる伊予市全域図を整備し、道路・鉄道・地形・河川・行政界・主要建物・

町丁目等を明確に表示して、見やすい基図作成すること。

背景図の元となる地図データは国土地理院の最新データもしくは同程度の精度を有するものとする。また、地図データに経年変化が起こっている可能性のある地域については、主要道などの現地調査等を行うこと。

- (1) 基図には等高線を表記し、地形の高低をわかりやすくすること。
- (2) 水涯線や道路等の地形は最新の技術で正確に表現し、道路については、高速道路・国道・県道・一般道を色分けして表示すること。
- (3) 地図記号、植生記号、地名、町丁目界等を地形図に準じて表記すること。
- (4) (重信川・大谷川) 河川防災マップ、高潮防災マップについては、A1版8つ折りとし、表紙、最大浸水想定、それぞれの災害に関する防災情報、避難情報等を掲載すること。

3 防災マップ (GIS データ及び紙媒体)

- (1) 主な公共機関 (学校・公民館・公共施設) 及び、市内において目標となる民間施設等について第6号で示す防災情報を取得し、色文字、記号等の表現で掲載する。防災情報が見やすい地図となるよう、表現、防災情報のデザインについては、委託者と協議して決定するものとする。防災情報を掲載するにあたっては、関係法令等及び本仕様書を遵守し、各種防災計画、通達等との整合性を図り実施すること。

なお、余白には凡例、方位、縮尺を掲載する。全域図のサイズは別途協議とする。

- (2) 総合防災マップ (冊子版) については自主防災会 (65 組織) 等の地域別の区割りを基本とし、分割図を作成するが、その方法については別途協議すること。

なお、余白には凡例、方位、縮尺を掲載する。

- (3) (1) で作成した全域図を旧1市2町に分割した地図を作成する。詳細については別途協議する。なお、余白には凡例、方位、縮尺を掲載する。
- (4) 重信川、大谷川被害想定マップについては、河川から市内の浸水想定区域全体が把握できる範囲の地図を作成する。詳細については別途協議する。なお、余白には凡例、方位、縮尺を掲載する。
- (5) 高潮防災マップについては、沿岸から市内の浸水想定区域全体が把握できる範囲の地図を作成する。詳細については別途協議する。なお、余白には凡例、方位、縮尺を掲載する。

- (6) 防災情報とは、次のものをいう。

- ① 関連公共施設等

警察署・市役所・支所・出張所・公共施設等、災害種別毎の指定緊急避難場所・指定避難所、福祉避難所、津波避難ビル、緊急輸送路

- ② 消防施設

消防署・出張所、消防詰所

- ③ 災害（特別）警戒区域・危険箇所等
土砂災害（特別）警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所・土石溪流危険箇所・地すべり危険箇所・津波災害警戒区域等
- ④ 水防区域等
河川重要水防箇所及び家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）
- ⑤ AED を設置している公共施設
- ⑥ その他、防災対策上有効な情報

（総合防災マップ等の校正）

第 16 条 総合防災マップ等の校正 2 回以上、基図校正 1 回以上、色校正 1 回以上を行い、委託者の校正指示を受ける。校正終了後、印刷・製本を行う。

また、委託者の校正に加えて、受託者の専門スタッフによる内部校閲を実施し、表現や誤字・脱字等のチェックを行うこと。

（印刷・製本作業）

第 17 条 校正作業で校了となったものを印刷・製本する。

本作業に当たっては、次のものを参考とし、同等品以上とする。

（1）総合防災マップ（冊子版）

- ① サイズ等 A4 判、本文 80 ページ程度
- ② 印刷部数 20,000 部
- ③ 印刷方法 オフセット印刷（全頁 4C×4C：フルカラー）
※環境に配慮した印刷方法（ベジタブルインキなど）を選択すること
- ④ 紙質規格：マットコート紙 A 判（表紙 70.5kg、本文 57.5kg）
※環境に配慮した用紙（FSC 認証紙など）を使用すること
- ⑤ 製本方法：中綴じ
- ⑥ 左肩吊るし用穴あけ加工とする（1 穴、全頁通し）

（2）総合防災マップ（A1 版）

- ① サイズ等 A1 判 8 つ折り
- ② 印刷部数 3 種類計 1,500 部（伊予 1,000 部、中山 200 部、双海 300 部）
- ③ 印刷方法 オフセット印刷（両面 4C×4C：フルカラー）
※環境に配慮した印刷方法（ベジタブルインキなど）を選択すること
- ④ 紙質規格：マットコート紙 A 判（70.5kg）
※環境に配慮した用紙（FSC 認証紙など）を使用すること

（3）河川防災マップ（A1 版）

- ① サイズ等 A1 判 8 つ折り
- ② 印刷部数 重信川 15,000 部
大谷川 12,000 部
- ③ 印刷方法 オフセット印刷（両面 4C×4C：フルカラー）
※環境に配慮した印刷方法（ベジタブルインキなど）を選択すること
- ④ 紙質規格：マットコート紙 A 判（70.5kg）
※環境に配慮した用紙（FSC 認証紙など）を使用すること

(4) 高潮防災マップ (A1版)

① サイズ等 A1判8つ折り

② 印刷部数 16,000部

③ 印刷方法 オフセット印刷 (両面4C×4C:フルカラー)

※環境に配慮した印刷方法 (ベジタブルインキなど) を選択すること

④ 紙質規格: マットコート紙A判 (70.5kg)

※環境に配慮した用紙 (FSC認証紙など) を使用すること

第3章 成果品

(成果品)

第18条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

(1) 総合防災マップ (A4冊子版) 1式

(2) 総合防災マップ (A1版3種類) 1式

(3) (重信川・大谷川) 河川防災マップ (A1版2種類) 一式

(4) 高潮防災マップ (A1版) 一式

(5) (1)～(4)のGISデータ (GML、SHP形式等) 各1式

(6) (1)～(4)の画像データ (JPEG、BITMAP、GIF形式等) 各1式

(7) 打合せ記録簿、同電子データ各1式

(8) 業務実施報告書、同電子データ各1式

(9) 会議議事録等、同電子データ各1式

(検査)

第19条 本業務は、成果品を作成・納品し、委託者の検査合格後、完了とする。

また、本業務完了後においても、受託者の責任による業務上の瑕疵が発見された場合、受託者は委託者の指示に従い、受託者の責任において速やかに修正を行わなければならない。

(成果品の帰属)

第20条 本業務で履行した内容は、すべて委託者に帰属するものとする。受託者は、成果品又は収集した資料を委託者の承諾なく他に公表し、貸与し、又は使用させてはならない。

(納入場所等)

第21条 梱包、仕分け、納品場所等については、委託者の指示による。

(支払方法)

第22条 委託料の支払方法については、完了時一括払とする。

第4章 その他

(その他)

第 23 条 本仕様書に定められていない事項については、別途協議するものとする。